

# 児童相談体制等検討会における主な意見

## <これまでの経緯>

○令和5年8月7日

区長会総会にて、「児相に関する都区連携」について、児童相談体制等検討会にて検討を進めることを了承

○令和5年9月11日、10月26日

児童相談体制等検討会第1回、第2回を開催

区分	主な意見
I 児相設置区への バックアップ	<ul style="list-style-type: none"><li>■人材育成<ul style="list-style-type: none"><li>・人材育成が喫緊の課題であり、<b>都と区で人材育成を共同で実施</b>することが求められる</li><li>・<b>児童相談所の地域によっては、臨検、捜索など困難な法的対応の経験はほとんどない</b>。困難な法的対応が生じた場合は、困ってしまう。こうした点からも、<b>人材育成の共同推進はありがたい</b></li><li>・<b>区児相もトレセンが使えると有難い</b>。特別区研修所との相互乗り入れも進めてほしい</li><li>・都は、引き続き、区からの派遣職員を受け入れてほしい</li></ul></li><li>■体制強化<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>虐待の未然防止</b>に係る取組を進める必要がある</li><li>・<b>都内全域での広域的・統一的な対応</b>が必要な業務について、<b>総合的な調整機能</b>が求められる</li><li>・規模の小さい区では困難事例に対するノウハウを蓄積することが難しいことから、<b>都児童相談センターの機能を強化</b>し、区への支援を行うことが求められる</li><li>・ケアニーズの高い児童の対応のため、<b>都児童相談センター治療指導課の機能強化</b>は不可欠</li></ul></li><li>■その他<ul style="list-style-type: none"><li>・都の中に心理治療施設がなく全国に打診する状況。このような課題に広域的に取り組んでいただきたい。</li><li>・地域の中で予防的な視点、各区の地域資源を生かしつつ、都にも支援をしてもらえるとよい</li></ul></li></ul>

# 児童相談体制等検討会における主な意見

区分	主な意見
Ⅱ 児相を設置していない 自治体の体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 人材育成<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>虐待の未然防止</b>に係る取組を進める必要がある(再掲)</li><li>・ 人材が厳しい状況の中、研修へ送り出すのはなかなか厳しい。現場の職員が参加できるよう、<b>業務効率化の部分で工夫を</b></li></ul></li><li>■ 体制強化<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>子家センの体制を強化</b>するとともに、<b>都児相と子家センの連携</b>を一層強化する必要がある</li><li>・ 都児相、子家セン、母子保健、警察等の関係機関で情報共有できる仕組みづくりが必要</li></ul></li><li>■ その他<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予防的支援のモデル事業を通じて、母子保健、子家センが一体となって虐待リスクの管理ができるようになった。児相とも連携が深まった</li><li>・ DXは自治体ごとに導入しているシステムが違う。区の実情なども把握しながら進めてほしい</li><li>・ サテライトや子家セン分室など都の取組は、これからもどんどん進めるべき</li></ul></li></ul>
Ⅲ 都児相の体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 体制強化<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童福祉司、心理司が政令基準を下回っており、体制強化が必要</li><li>・ 都児童相談所の体制をしっかりと強化するという認識が大切。サテライト、分室を進めることを本当にやり切れるのか</li><li>・ 都児童相談センターの治療指導機能を含めた抜本的な改革に期待したい</li><li>・ 規模の小さい区では困難事例に対するノウハウを蓄積することが難しいことから、<b>都児童相談センターの機能を強化</b>し、区への支援を行うことが求められる(再掲)</li><li>・ ケアニーズの高い児童の対応のため、<b>都児童相談センター治療指導課の機能強化</b>は不可欠(再掲)<sup>2</sup></li></ul></li></ul>

# 児童相談体制強化の方向性

## 業務の標準化

- ・ **基本的な対応**：自治体間の引継ぎが必要となる転居ケースへの対応など、基本となる相談援助の対応については、ケースワークに隙間が生じないよう、「児童相談所運営指針」及び「全国ルール」に基づく業務のベース部分を標準化することが求められる
- ・ **新たな課題への対応**：  
全国各地から若者が集まる「トー横問題」や、昼夜の緊急対応が必要となる「赤ちゃんポスト」といった、これまでにない、広域的課題に的確かつ効果的に対処する必要がある
- ・ **警視庁との連携**：警視庁とのさらなる連携に向け、連絡調整や相談対応にかかるルールづくり、システム連携の構築などを推進していかなければならない
- ・ **相談システムの連携**：自治体間の連携強化に向け、相談記録の情報共有のシステムが必要である
- ・ **事例の収集・分析**：個別事例の収集・検証、分析・ノウハウの共有化を行い、現場に還元する仕組みも必要である
- ・ **統計調査**：虐待対応件数の計上方法等の統一化、統計情報の分析など、都全体の統計調査を統一的に対応することが必要である

## 個別ケースに係る専門性向上

- ・ **困難事例への対応**：臨検・捜索や、医療ネグレクトにかかる親権停止など、困難な法的対応には、特に相談援助技術の専門性が求められる。児童相談所によっては経験できるケースに地域差があるため、ノウハウの共有により、都全体のレベルアップを図る必要がある
- ・ **治療指導の展開**：ケアニーズが高い児童については、専門的見地から医師、心理師など専門職によるバックアップが不可欠である
- ・ **医療機関との調整**：精神疾患等により入院が必要な児童については、限られた資源の中で医療機関の確保に困難を伴う場合が多い。医療機関との入院調整、病床確保を円滑に行う仕組みが必要である

## 人材育成の共同推進

- ・ **研修の充実**：専門職の対応力をアップするため、高度なコミュニケーションスキルを身につける研修の抜本的充実が必要である  
都トレーニングセンターと区職員研修所相互の研修参加、都と区市町村の合同研修の実施を進めるべきである  
新たな研修メニューや人材定着策、メンタルヘルスの企画研究への対応など、人材の育成、定着にかかる研究も求められる
- ・ **人事面での交流**：現場での様々なケース対応を通じてスキルを身につけるOJTは重要。児童相談所と子供家庭支援センター間、都と区の児童相談所間における派遣研修等を推進すべき。長期はもとより、短期的なスパンでの研修の実施も必要である

## 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

- ・ **対応力の強化**：虐待相談が増加している中、児童相談所と子供家庭支援センターの適切な役割分担のもと対応する必要がある
- ・ **連携体制の構築**：様々な虐待事案に的確に対応するためには、児童相談所と子供家庭支援センターがより一体的に運営される必要がある
- ・ **未然防止の取組**：虐待の未然防止に向け、区市町村において妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある

# 専門的な対応力の強化に向けた3つの視点

## ①業務の標準化

- 自治体間の引継ぎが必要となる転居ケースへの対応、基本となる相談援助の対応については、ケースワークに隙間が生じないよう、「児童相談所運営指針」及び「全国ルール」に基づく業務のベース部分を標準化することが求められる。自治体間の情報共有システムや警察との情報共有システムの構築も必要。

## ②個別ケースに係る専門性向上

- 東京においては、虐待の増加に伴う一時保護の長期化や、困難な法的対応、「トー横問題」や「赤ちゃんポスト」といった新たな課題への対応、心理的ケアが必要な児童の増加など、大都市特有の広域的・専門的課題が先鋭的に現れており、専門性の向上が必要

## ③人材育成の共同推進

- 共同の研修や人事交流を通じて、相談援助業務の高度な専門性を身につけるとともに、自治体間の『顔の見える関係』を構築

## 児童相談体制の強化

### <3つの視点>

東京全体の児童相談業務には、ベースとなる活動を標準化し、その上に大都市特有の課題等に対応できる専門性を発揮できるようバックアップする体制が必要。その基礎として、人材育成を共同で推進することが求められる。この3つの視点は不可分であり、3つの視点を実現するために都が総合調整を行う。

- ① 都と区市町村とが一体的に取り組めるよう、都が広域的な見地から、児童相談業務のベース部分の標準化が必要
- ② 大都市特有の課題など深刻化・複雑化する児童虐待について、都域全体の対応力を強化するため、区市町村の要請に基づき、都が専門的な見地から個別ケースをバックアップ
- ③ 喫緊の課題である専門職の人材育成を都と区市町村で共同推進

### (総合調整機能について)

- ・ 子家センについては、都道府県が市町村（区）に必要な援助等を行うこととされている法11条に基づき、都が総合調整機能を担当する
- ・ 法59条の4及び施行令45条の3に基づき、児相設置区が処理する事務は、都道府県が処理することとされている事務と規定されているため、児相設置区については、都と設置区との間で取り決めを行う

# 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

児相を設置していない自治体の子家センの機能強化を支援するとともに、都児相との連携を一層強化

## 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

- ・ **対応力の強化** : 増加し続ける虐待通告や逆送致案件に対応するため、子供家庭支援センターの体制をさらに強化することが必要である
- ・ **連携体制の構築** : 都児相サテライト、子家セン分室の設置など、児童相談所と子供家庭支援センターとの新たな拠点づくりが必要である
- ・ **未然防止の取組** : 虐待の未然防止に向け、母子保健、子家センが一体となって支援を行う仕組みが必要である

### <令和6年度の取組案>

#### ○ 逆送致ケースに対する支援【新規】

都児相から子家センへ事案を送致する「逆送致」案件への対応を強化するため、都児相や関係機関等との連携強化に対応する職員の配置への支援

#### ○ DXの活用による子家センの業務の効率化【新規】

子家センの業務負担軽減及び対応力の強化を図るため、相談対応業務のDXに対する支援

#### ○ 子家セン職員の都児相への研修派遣支援【新規】

虐待対策ワーカー等の子家セン職員を都児相へ通年派遣し、将来的な子家センの基幹職員として育成する取組みに対する支援

#### ○ 都児相と子家センの連携の拠点づくり【新規】

都児相と子家センの相互連携の更なる強化が図れるよう、都児相サテライトオフィス、子家セン分室の設置に対する支援

#### ○ こども家庭センター体制強化事業【拡充】

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援

# 都児童相談センターにおける新たな取組（案）

- ◆ 機能を強化した都児童相談センターが、児童相談分野の総合調整を担い、都児相と子供家庭支援センター、都児相と区児相の連携をさらに強化
- ◆ 児相を設置していない区市町村への支援はもとより、児相設置区との連携強化、人材育成の取組の充実、専門的支援の機能強化を実施し、東京全体の児童相談体制を強化していく

## (1) 総合調整機能

### ◆ 広域的な見地から総合調整機能を発揮

#### ◆ 概要

- 児相設置区との連携として、人材育成、人事交流、相談援助業務のレベルアップ、情報共有等を推進
- 都と区市町村との連携を強化するため都児相サテライト、子家セン分室の設置を促進

## (2) 研修機能

### ◆ 児童相談分野のエキスパートとして着実にキャリアアップできる人材育成を実施

#### ◆ 概要

- 区児相も含めた児相職員、子家セン職員等に対する研修を実施
- トレーニングセンターの拡大（面接技法、ロールプレイ、事例検討など実践的カリキュラムの充実）

## (3) 治療指導機能

### ◆ ケアニーズの高い児童に対する専門的支援の機能強化

#### ◆ 概要

- 入院医療機関のネットワークを構築し、適切に医療につなげる体制を確保
- 一時保護所・児童養護施設等へのコンサルテーション機能の強化
- 保護機能の強化